

(参考2) 平成19年度の見直し対象法人一覧

中期目標期間終了時の見直し
の対象となる35法人

平成19年度の見直し対象法人

府 省 名	中期目標期間が19年度に終了する法人		中期目標期間が20年度に終了する法人(前倒し)	
	○	△	○	△
内閣府 (2)	○ 国民生活センター		○ 沖縄科学技術研究基盤整備機構	
総務省 (2)	○ 統計センター			
	○ 平和祈念事業特別基金			
財務省 (4)	○ 造幣局			
	○ 国立印刷局			
	○ 通関情報処理センター			
	○ 日本万国博覧会記念機構			
文部科学省 (8)	○ 理化学研究所		○ 海洋研究開発機構	
	○ 宇宙航空研究開発機構		○ 国立高等専門学校機構	
	○ 日本スポーツ振興センター		○ 大学評価・学位授与機構	
	○ 日本芸術文化振興会		○ メディア教育開発センター	
厚生労働省 (6)	○ 勤労者退職金共済機構		○ 労働者健康福祉機構	
	○ 高齢・障害者雇用支援機構		○ 国立病院機構	
	○ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		○ 医薬品医療機器総合機構	
農林水産省 (3)	○ 農畜産業振興機構			
	○ 農業者年金基金			
経済産業省 (3)	○ 緑資源機構			
	△ 新エネルギー・産業技術総合開発機構		○ 日本貿易保険	
国土交通省 (6)	△ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構		○ 都市再生機構	
	○ 国際観光振興機構		△ 中小企業基盤整備機構	
	○ 水資源機構			
	○ 空港周辺整備機構			
	○ 海上災害防止センター			
環境省 (1)			○ 環境再生保全機構	
合 計	23		12	
	35			

(注) △は、18年度に融資等業務の見直しを実施済みの法人

(参考4) 関連法令等

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)

5. 独立行政法人等の改革

政府が果たすべき機能の見直しの第一弾として、独立行政法人の改革を行う。現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっていないか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す。(中略)

【改革のポイント】

すべての独立行政法人(101法人)について、民営化や民間委託の是非を検討し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。また、郵政民営化及び政策金融改革を円滑・確実に実施する。

【具体的手段】

(1) 独立行政法人見直しの3原則

「行政改革推進本部」は、総務省と連携して、次の原則に基づき、101全法人を対象に見直しを行う。

原則1 「官から民へ」原則：民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則2 競争原則：法人による業務独占については、民間開放できない法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則3 整合性原則：他の改革(公務員制度改革、政策金融改革、国の協賛契約の見直し、国の資産債務改革)との整合性を確保する。

(2) 「独立行政法人整理合理化計画」の策定
上記の見直しの結果を踏まえ、平成19年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

(3) 独立行政法人の不断の見直し
存続する法人については、そのすべての事務・事業について市県化テラス導入の検討対象とする。

(4) 見直しの進め方
(1)の3原則を踏まえ、政府としての整理合理化計画の具体的な策定方針を速やかに決定し、各主要大臣はその方針に沿って所

管する全法人についてそれぞれの整理合理化案を平成19年8月末を目途に策定する。

これに合わせ、中期目標期間終了時の見直しについて、平成19年度に見直す23法人に加え、平成20年度に見直す12法人についても前倒しで対象とする。

各主要大臣の作成した整理合理化案については、「行政減量・効率化有識者会議」と「政策評価・独立行政法人評価委員会」、「規制改革会議」、「官民競争入札等監視委員会」(中略)及び「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」などが連携を図りつつ議論を行い、「行政減量・効率化有識者会議」においてそれらの議論を集約・検討した上で、平成19年内を目途に「行政改革推進本部」において整理合理化の内容を取りまとめ、政府として「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。(以下略)

「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所定の措置を講ずるものとする。

3 審議会(注：政策評価・独立行政法人評価委員会)は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)

(国の歳出の削減を図る見地からの見直し)

第十五条 平成十八年度以降に初めて中期目標の期間(中略)が終了する独立行政法人(中略)を所管する大臣は、独立行政法人通則法第三十五条第一項(中略)の規定による検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の削減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 独立行政法人担当評価監視官室

評価監視官： 白岩 俊

評価監視官： 清水 正博

総括評価監視調査官： 砂山 裕

総括評価監視調査官： 平野 誠

TEL : 03-5253-5444、5446

FAX : 03-5253-5443

E-mail : ysunayama@soumu.go.jp

